# 山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金広報業務委託 「公募型プロポーザル方式」公告 企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を 選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き(以下「公募型プロポーザル方式」という。)を実施 します。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和6年2月6日

#### 1 業務の目的

県では、中小企業者の物価高騰に対応した賃上げを推進するため、一定の賃金引上げに取り組む県内中小企業者に対し、生産性向上に資する設備導入や、人材育成、職場の環境改善に要した経費に対し、補助金を交付している。

本事業は、この山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金利用促進のために効果的な広報を行い、中 小企業者の賃上げの推進を図るものである。

# 2 業務の概要

- (1) 名称 山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金広報業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和7年2月28日
- (3)委託内容

別紙「山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金広報業務委託業務仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

(4)委託料上限額

金13,046,000円(消費税及び地方消費税を含む)

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

## 3 企画提案に係る日程

(1)募集開始 令和6年2月6日(火)

(2) 資格確認申請提出期限 令和6年2月15日(木)午後4時

(5) 企画提案書提出期限 令和6年2月27日(火)午後4時

(6) プレゼンテーション審査 令和6年3月4日(月)予定

#### 4 企画提案の参加資格

# (1) 提案参加資格

企画提案に参加するものは、次の要件をすべて満たしている法人または団体とする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手 続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- エ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領 (平成 23 年 4 月 1 日)」 や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領 (平成 10 年 4 月 1 日)」に基づく指名停 止を受けている日が含まれる者でないこと。
- オ 平成 26 年度以降において、国、地方公共団体、公益法人からの同種又は類似の業務を受託した実績を有する者であること。
- カ 山梨県税、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

#### (2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類

企画提案への参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

- ア 企画提案応募資格確認申請書(様式第1号)
- イ 誓約書 (様式第2号)
- ウ 役員名簿(様式第3号)
- エ 会社概要等整理表 (様式第4号) ※会社概要等のパンフレット類がある場合は、それを添付すること。
- オ 同種・類似事業実績整理表 (様式第5号)

# (3) 企画提案応募資格確認申請書の提出期限 令和6年2月15日(木)午後4時

# (4) 企画提案応募資格確認申請書の提出場所

労政人材育成課 労政担当

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁別館3階
- ·電 話 055-223-1561 (直通)
- ・メールアドレス rosei-jin@pref.yamanashi.lg.jp

## (5) 企画提案応募資格確認申請書の提出方法

- ・ 書類提出は、持参または郵便若しくは電子メールによるものとし、上記期限までに提出場所に 必着のこと。
- ・持参の場合は、受付は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。平日とは、山梨県の休日を定める条例(平成元年3月27日条例第6号)に定める県の休日を除く日とする。(以下同じ。)
- ・郵便により申請書を受けつけた場合は電話で確認の連絡を行うので、送付後平日2日以内(に 連絡がない場合には、(4)の電話番号に問い合わせること。

・電子メールの場合は件名を「山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金広報業務委託資格確認申 請書」とし、電話にてメールの受信確認を行うこと。

#### 5 企画提案に係るスケジュール

(1) 質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票(様式第6号)に記載の上、電子 メールにて次のアドレスに送信し、電話にてメールの受信確認を行うこと。

労政人材育成課 労政担当

- ・メールアドレス rosei-jin@pref.yamanashi.lg.jp
- · 電話 055-223-1561 (直通)

#### イ 受付期間

令和6年2月15日(木)午後4時

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、資格確認申請者すべてに対し、原則電子メールで行うが、場合によっては閲覧により行う。その場合、次のとおりとする。

(a)閲覧期間·時間

令和6年2月19日(月)から2月27日(火)

平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(b) 閲覧場所

労政人材育成課内(山梨県庁別館3階)

# (2) 企画提案書・見積書の提出

企画提案書は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

#### ア 企画提案書

次のような書類を作成し添付すること。(任意様式)

- ・A4 版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ (A3 版 折込可)、ページ数制限なし、日本語表記で 12 ポイント以上
- ・項目
  - (a) 会社概要

会社概要が把握できる資料(規模、財務状況等)

(b) 組織体制

本業務遂行のための体制が把握できる資料(プロジェクトチームの編成、人員数、関連会社や各種媒体等の協力会社のネットワーク等)

(c) 主な実績

広報業務等に係る実績が把握できる資料

(d) ターゲットニーズに対応した広報の内容が把握できる資料

本業務遂行にあたっての基本的な考え方(コンセプト、方針等)、広報の具体的な方法(手法、数量、対象者等)、その他(関連会社等へ委託する場合はその内容等)

(e) スケジュール

# イ 見積書

・様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。

- ・見積額は委託料上限額の範囲内とすること。
- ・積算内訳は可能な限り詳細に記載すること。
- ウ 提出部数及び提出方法
  - · 企画提案書 正本1部、副本5部
  - ・見積書 正本1部、副本5部 ※持参または郵便により、期限までに提出先に必着のこと。
- 工 提出期限
  - ・令和6年2月27日(火)午後4時 持参の場合、受付は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- 才 提出先

労政人材育成課 労政担当

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁別館3階
- ・電 話 055-223-1561 (直通)

# (3) 企画提案のプレゼンテーション

企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

ただし、参加申込者が4社を超えた場合は書面による1次審査を行い、1次審査通過者を対象として、プレゼンテーションによる2次審査を実施する。

なお、1次審査の結果は、審査終了後、速やかに通知する。

ア実施日時・場所

- ·令和6年3月4日(月)予定
- 山梨県庁内

※時間、場所の詳細は別途通知する

イ プレゼンテーションの時間

1社30分(提案書説明15分、質疑応答10分、準備・入退室5分)を予定

#### ウ その他

- ・提案説明者は、実施体制表に記載した者のうち主担当になる者が行うこと。
- ・プロジェクター及びスクリーンは山梨県で用意するが、自前のプロジェクターの持込みも可能。また、プロジェクターの使用は任意とする。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。
- ・プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別途提出を受け付けるが、採点の対象とは しない。

# 6 審査及び結果の通知

(1) 選考方法

企画提案書及び企画提案のプレゼンテーションの内容及び経費について、(別紙)審査基準に基づき審査し、第1位の者を候補者とする。

### (2)審査結果の通知

審査の結果は、審査終了後速やかに参加者あてに通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

#### (3) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

ア 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

イ 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

# 7 契約

(1) 契約の方法

第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

- (2) 山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)第109条第1項に規定する契約保証金を契約締結と同時に納めなければならない。ただし、規則第109条の2に該当する場合はこれを免除する。
- (3) その他 仕様書は、企画提案の内容を踏まえ、変更する場合がある。

# 8 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3)参加資格確認申請後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「辞退届出書(様式7)」によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

## 9 問い合わせ先

労政人材育成課 労政担当

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁別館3階
- ・電 話 055-223-1561 (直通)
- ・メールアドレス rosei-jin@pref.yamanashi.lg.jp